

## 駐車場法に基づく駐車場の扱いについて

路外駐車場で自動車の駐車スペースが500㎡以上の駐車場を設置する場合、**駐車場法第11条に基づく構造基準が適用**になります。かつ、**駐車料金を徴収する場合は、構造基準の適用に加え、駐車場法第12条に基づき、あらかじめ駐車場の位置、規模、構造、設備等の届出が必要です**（臨時に設置する場合も含む）。

なお、**特定路外駐車場**に該当する場合、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の対象となるため、届出の際に、**バリアフリーに関する書面を併せて提出する必要があります**。

### 【路外駐車場とは】

道路の路面外に設置される自動車のための駐車施設で、**不特定多数の人が利用できる駐車場**です。コインパーキングなどの時間貸し駐車場や、店舗や病院等の施設の駐車場であっても、**施設利用者に限らず不特定多数の人が利用できる駐車場であれば該当します**。

※月極駐車場や施設利用者・事務所専用駐車場は該当しません。

### 【駐車スペースの面積について】

駐車スペースが500㎡以上の駐車場とは、駐車場全体の面積のうち、車路等の面積を除いた、**自動車の駐車部分の面積のみが500㎡以上**の駐車場のことです。ただし、駐車部分と車路等の区別ができない場合は、車路等の面積も除外しない面積で考えます。

機械式駐車場の場合は、その方式により違いがあるため担当にご相談ください。

### 【特定路外駐車場とは】

**届出が必要な路外駐車場**で、道路付属物であるもの、公園施設であるもの、建築物であるもの、建築物に付随しているものを**除いた駐車場**のことです。（例：コインパーキングなど）

### 【届出内容の審査について】

駐車場法施行令に基づき審査します。詳しくは、構造基準をご覧ください。

○掲載内容及び詳細につきましては、都市計画課までお問い合わせください。

厚 木 市            都 市   み   ら   い   部            都 市   計   画   課

〒 2 4 3 - 8 5 1 1    厚木市中町 3 - 1 7 - 1 7

TEL 0 4 6 ( 2 2 5 ) 2 3 5 7